指定居宅介護・重度訪問介護
（障害福祉サービス）
利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿様

最終改定日　令和７年　８月　２０日改定

株式会社　ケアあおもり
ヘルパーステーション　きらら
〒０３０－０９６２
青森市佃１丁目２２－３
電　話　０１７－７４２－５２５２
ＦＡＸ　０１７－７１８－７９７７

指定居宅介護・重度訪問介護サービスの利用契約書

（契約の目的）

第１条　＿＿＿＿＿＿＿＿様　（以下「利用者」といいます。）と株式会社ケアあおもり「ヘルパーステーション　きらら」（以下「事業者」と言います。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及びこの契約書に従い利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅介護・重度訪問介護サービス（以下「居宅介護サービス」）について次の通り契約します。

２　利用者は、事業者から居宅介護・重度訪問介護サービスの提供を受けたときは、事業者に対し、利用者自己負担分等を支払います。

（契約期間等）

第２条　契約の期間は、契約日、令和　年　月　日から支給決定期間までとします。期間満了後に申し出がなければ自動更新といたします。

（居宅介護等計画）

第３条　事業者は、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて居宅介護計画及び重度訪問介護計画を作成します。この計画は、利用者の同意を得たうえで作成することとし、利用者は、いつでも居宅介護計画及び重度訪問介護計画について説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。

２　利用者は、受給者証記載事項等に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

（サービス内容）

第４条　事業者は、前条に定める居宅介護計画及び重度訪問介護計画及び本契約に基づいて、利用者に次の内容のサービスを提供します。

①　居宅介護

②　重度訪問介護

（利用の中止、変更、追加）

第５条　利用者が、利用の中止を申し出る場合は、前日午後５時までにお知らせください。

２　利用者が、前項の期日までに利用の中止を申し出た場合は、実費相当のキャンセル料は頂きません。

３　利用者は、受給者証に記載された支給量の範囲内でサービス利用の変

更を申し出ることができます。

4　事業者は、第 3 項に基づく利用者からのサービス利用の変更、追加の申し出があった場合は、相談支援専門員に連絡をし、可能な限り利用者の申し出どおり変更することとし、利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

（利用者の解約権）

第６条　利用者は、下記の理由等により事業者に対し、7 日以上の予告期間をおいて文書で通知を行いこの契約を解除することができます。

①　利用者の急変などで入院などやむを得ない事情がある場合。

②　利用者が障害者支援施設等に入所した場合。

③　事業者が正当な理由なく、利用者に対して居宅介護サービスに定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しない場合。

④　事業者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合。

（事業者の解約権）

第７条　事業者は、下記に該当する場合は、７日間の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

①　利用者が居宅介護サービス計画書にないサービスを要求をして、事業者の再三の説明にもかかわらず改善の見込みがない場合

②　利用者が、事業者に支払うべき利用料の自己負担分を１ヶ月以上滞納しときは、この契約を解約期間内に滞納額の全額の支払がない場合

③　利用者又は、その家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しない旨を伝えた場合

（利用料負担分等について）

第８条　事業者は、利用料負担額分を１ヶ月ごとに計算し、利用者に対して翌月１０日までに請求書を送付いたします。

2　利用者は、当月の料金の合計額を翌月２５日までに、持参・口座引落の方法で事業者に支払います。

3　事業者は、利用者からの料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行いたします。

（契約の自動終了）

第９条　次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

① 利用者が亡くなった場合
② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事務所を閉鎖した場合。
③ 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

（損害賠償）

第１０条 事業者は、介護従事者によるサービスの提供中に、事業者の責めに帰すべき事由による利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

２ 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

（守秘義務）

第１１条 当事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を洩らしてはなりません。

２ 当該事業所の従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者である間及び従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とするものです。

３ 事業者では、利用者の医療上緊急の必要がある場合、または、サービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲で利用者又はご家族の個人情報を用います。

（苦情処理）

第１２条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、当事業所及び苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

① 苦情対応システム
② ヘルパーステーション　きらら
☎０１７－７４２－５２５２
③ 受付時間：午前９時００分～午後６時００分
④ 青森市障がい者支援課　☎０１７－７３４－５３２７
⑤ 青森県国民健康保険団体連合会　☎０１７－７２３－１３０１

２ 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上改善に努めます。

３ 事業者は、利用者が苦情申立をおこなった場合、これを理由としていかなる不利益な扱いを致しません。

（サービス内容等記録作成・保存）

第１３条　事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日にサービス実施記録用紙にサービス内容等の必要事項を記入し、利用者から利用者印欄に捺印を頂きます。

２　事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から５年間保存します。

３　利用者は、事業者に対し、いつでもサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

（利用者急変）

第１４条　事業者は、サービスの提供中に利用者の容態に急変が生じた場合、主治医、救急隊及び、家族等に連絡いたします。

主治医	医療機関		担当医	
	住所		電話番号	
家族①	氏名		続柄	
	住所		電話番号	
家族②	氏名		続柄	
	住所		電話番号	

（身分証携行義務）

第１５条　サービス従事者は、常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

（裁判管轄）

第１６条　この契約に関してやむお得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

（契約外条項）

第１７条　本契約に定めのない事項については、各法令の定めるところを尊重し、利用者及び利用者の家族と事業者の協議により定めます。

ヘルパーステーションきらら
契約内容同意書

株式会社ケアあおもり「ヘルパーステーション　きらら」は、居宅介護・重度訪問介護サービスの事業者として、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。また、本契約を証するため、利用者（保証人を含む）、事業者は署名、捺印のうえ本契約書を２通作成し、利用者（保証人を含む）及び事業者各１通保有します。

事業者は、ヘルパーステーションきらら利用開始にあたり、契約内容について

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様に説明いたしました。

契約締結日：令和　　年　　月　　日

事業者	事業者所在地	〒０３０－０９６５ 青森市松森３丁目１７番１１号
	事業者名	株式会社ケアあおもり
	代表者名	代表取締役　安田　真弥
	事業所番号	０２１０１０２１０９
	事業所名	ヘルパーステーション　きらら
	電話番号	０１７－７４２－５２５２
	FAX 番号	０１７－７１８－７９７７
	説明者	

私は、本書面により、事業所からこの契約書に基づく居宅介護・重度訪問介護サービスの利用の契約内容について担当者から説明を受け。本契約内容について同意します。

同意日：令和　　年　　月　　日

【利用者】住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人】住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄　　）

連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿